

運輸安全マネジメントに関する取組みについて  
令和4年度  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

ジェイエイ・トービス株式会社

当社では、『安全は全ての業務に優先する』という社長のコミットメントのもと、社員の安全教育と意識改革、安全に対する投資、コンプライアンスの遵守並びにエコドライブ等の推進により、輸送の安全確保のため全社一体となって取組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的方針

- (1)社長は、輸送の安全の確保が経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2)輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する目標の設定

(1)事故件数

- ・自動車事故報告規則第二条に規定する事故 0件
- ・人身事故 0件
- ・事故件数 前年度比 10%削減
- ・物損事故 年間 5件以下にする
- ・労災事故 0件

(2)令和3年度の目標達成状況

- ・自動車事故報告規則第二条に規定する事故 0件
- ・人身事故 目標 0件 達成 0件
- ・事故件数 目標 前年度比 10%削減 達成 前年度比 14%削減
- ・物損事故 目標 5件以下 達成 0件
- ・労災事故 目標 0件 達成 0件

(3)輸送の安全に関する投資額

- ・輸送の安全性向上を目的として、社員研修・走行環境整備等を実施する。

3. 安全情報の公表および従業員への周知

(1)輸送の安全に関する基本方針。

社内に掲示し、ホームページにて公表する。

(2)輸送の安全に関する目標およびその達成状況。

毎事業年度終了後100日以内に社内に掲示し、ホームページにて公表する。

(3)事故に関する統計。

毎事業年度終了後100日以内に社内に掲示し、ホームページにて公表する。

#### (4)行政処分後の対応。

行政処分を受けた場合は、その処分とその処分にに基づき講じた措置および講じようとする措置を遅滞なく社内に掲示し、ホームページにて公表する。

### 4. 輸送の安全に関する計画

計画的・継続的に輸送の安全を確保するため、必要な指導・教育を全乗務員および運行管理者(補助者)に実施します。

#### (1)全乗務員に対する指導および教育

##### ①事件事例集の活用

事件事例集やヒヤリハット事例集を配布し、内部常会等を通じて事故防止の意識を高めます。

##### ②全国トラック協会等の安全運転教材の活用

内部常会等で全国トラック協会等の安全運転教材を活用して、安全運転意識を高める。

##### ③外部機関による講習会の実施

年2回全乗務員を対象とした研修会を実施し、うち1回は警察署・消防署・外部機関等の外部講師による教育研修を実施します。

##### ④適性診断の実施とカウンセリング

3年に1回の「適性診断」を計画的に実施する。受診後の結果に基づきカウンセリングを実施し、各自の癖や注意点を把握し事故防止につなげます。

#### (2)特定の運転者に対する特別な指導および教育

##### ①事故惹起乗務員の教育

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない乗務員および軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故惹起者に対しては、「特定診断Ⅰ」を受診し、診断内容に沿った再教育を実施します。

また、死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故惹起者に対しては、「特定診断Ⅱ」を受診させ、診断内容に沿った再教育を実施します。

##### ②初任乗務員の教育

- ・採用時に運転記録証明書や無事故無違反証明書を確認します。過去の事故および違反歴を把握し、「初任診断」を確実に受診するよう徹底します。
- ・配属営業所では知識習得のための座学と、先輩乗務員による添乗指導を実施します。

##### ③高齢乗務員の教育

- ・65歳に達した翌年度の乗務員に対し、1年以内に「適齢診断」を受診させ、その後3年に1回の診断を計画的に受診するとともに適宜面接を行い、加齢に伴う身体機能の変化に応じた運転操作等は指導します。